

議案第1号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年6月23日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮詢問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求める。

平成28年6月23日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財「福本70号墳出土遺物」（八頭町）

八頭郡八頭町福本に所在する福本70号墳から出土した考古資料である。

福本70号墳は、平成6年の発掘調査の結果、東西最大幅15m、南北最大幅13mの多段築成の変形八角形墳の可能性が高く、全長6.9mの片袖式の横穴式石室を内部主体とすることが明らかとなった。

出土遺物には、銅匙、双龍環頭大刀、鐸付鉄劍、金銅装馬具、鐵鏃、鉈、ガラス玉類、耳環、鉄釘、須恵器、土師器等があり、出土土器や双龍環頭大刀の年代観から7世紀前半代の古墳と考えられる。

なかでも石室奥壁に接し、初葬に伴う副葬品と考えられる銅匙は、仏教文化に関連した遺物であり、当該期の資料は可能性があるものを含め、日本列島で8例の出土が知られるのみである。

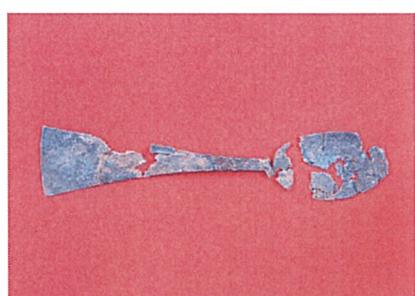
以上のように、当古墳の出土遺物は、古墳時代後期から続く従来の古墳副葬品とともに新來の仏教文物である銅匙が副葬されており、古墳時代終末期（※）における日本列島及び山陰地方への仏教文化の流入とそれを受け入れた日本列島社会の状況を如実に物語る資料であるほか、当時の国際交流関係を物語る重要な資料である。

※古墳時代終末期：古墳は作られるが、前方後円墳が造られなくなった時期。

およそ7世紀頃。



福本70号墳



銅匙

保護文化財 「霞の要害跡出土梵鐘鑄造関連遺物一括」（日南町）

日野郡日南町霞に所在する霞の要害跡から出土した考古資料である。

霞の要害跡は、日野川に面した標高約340mの丘陵中腹に立地する遺跡である。平成11・12年度に実施された道路建設に伴う発掘調査の結果、15世紀前半に大規模な造成が行われ、寺院関連の施設が築かれていたことが明らかになった。

15世紀前半の遺構のなかに、梵鐘の鋳造に使用された土坑が含まれていた（土坑7）。この土坑の中から、梵鐘の鋳型破片、鋳造炉の破片、青銅塊がまとまって出土した。梵鐘の鋳造に関わる遺構は、鳥取県内では他に江戸時代の鐘鋳谷遺跡（鳥取市大村）が知られるのみで、全国でも60例程度しか見つかっていない。

出土した梵鐘鋳型は土製で、梵鐘製作後に壊されているため、全形をうかがいることはできないが、龍頭（吊り金具部分）と撞座（つきざ）（つき棒があたる部分）が残っており、その意匠が良く分かる。その特徴から、島根県安来市所在の清水寺所蔵の梵鐘（島根県指定重要文化財）と共に通する原型を使って鋳型が作られたと考えられている。清水寺梵鐘は、応永28年（1421年）に「和州大工友光」によって作られたことが銘文として刻まれており、本資料も近い時期に同じ工人集団によって残されたものと推定できる。

現存する梵鐘と同型の鋳型の出土例は全国的にも極めて珍しく、中世の鋳物生産の様相を知る上で、第一級の資料と言える。



梵鐘鋳型



鋳型の龍頭部分



鋳型の撞座部分



＜参考＞清水寺梵鐘

2 鳥取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく次の無形文化財の指定及び同条第2項の規定に基づく無形文化財の保持者の認定について

無形文化財「七宝」 保持者・橋詰峯子（鳥取市）

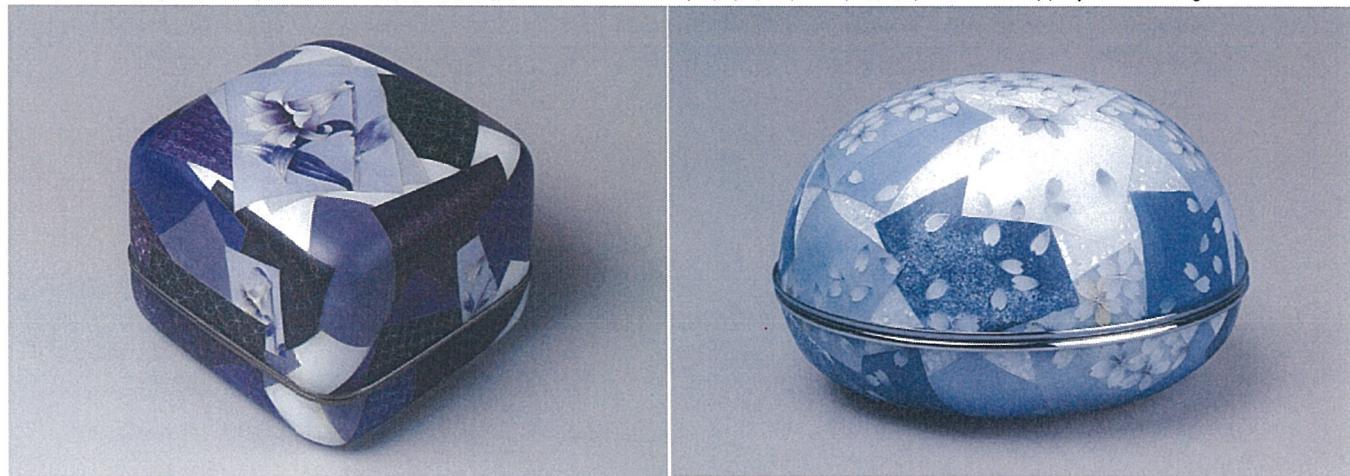
七宝とは、銅や銀など金属の下地にくぼみをつくり、そこに金属の酸化物を着色剤とした透明または不透明の釉薬を埋め、それを焼き付けて花や鳥などさまざまな模様を表現してつくられるものである。

はしづめみねこ

保持者として、鳥取市の橋詰峯子氏が挙げられる。橋詰氏は学生時代、京都で見た有線七宝に憧れ、鳥取に戻ったのち昭和59（1984）年から七宝を学び始めた。当初は平面的な作品の制作をしていたが独立し、蓋物を中心とした立体的な作品づくりを現在まで続けている。

橋詰氏が取り組む有線七宝は中世ビザンティン美術に起源をもつもので、模様の輪郭線に沿ってリボン状の金属線を下地に固着させ、その枠の中に釉薬を入れて窯で焼成し、砥石で研磨して仕上げる。

その作品は近年、第25回伝統工芸諸工芸部会展（2015年）で文部科学大臣賞、第54回（2011年）および第59回日本伝統工芸中国支部展（2016年）で鳥取県知事賞を受賞するなど高く評価されており、鳥取県を代表する七宝作家である。



有線七宝蓋物「花野」

第59回日本伝統工芸中国支部展

有線七宝合子「風香る」

第25回伝統工芸諸工芸部会展

3 鳥取県文化財保護条例第19条第4項の規定に基づく次の無形文化財の保持者の追加認定について

無形文化財「木工芸」 保持者・福田 豊（倉吉市）

鳥取県は豊富な林野に囲まれ、古くから木工芸が盛んであったことは、鳥取市・青谷上寺地遺跡から出土した弥生時代木製品の数々が示すところである。

昭和初期、この木工芸に新たな魅力を加え、民藝運動を展開した吉田彰也は、さまざまな伝統工芸作家を育て、独自なデザインの製品制作を奨励した。それは柳宗悦が蒐集したイギリス家具や朝鮮民芸品をもとに、その時代の生活にあわせた形へと変容させている。

福田 豊 氏は吉田彰也の薰陶を受けた父・祥氏のもとで22歳頃から木工の制作を始め、父の姿を見ながら技術を学んでいった。吉田独自のデザイン作品をつくり出す纖細な技術に加え、父と同じ心を持ち創作を続ける豊氏は、先人たちの志を継承するものとしての自負を込め、「福田木工」から「鳥取民芸木工」と称し、現在も制作を続けている。鳥取県を代表する木工芸作家である。



民藝椅子



八角テーブル

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日
鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 3 章 県指定無形文化財

(指定)

第 19 条 教育委員会は、無形文化財（法第 71 条第 1 項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知してする。
- 4 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 5 前項の規定による追加認定には、第 3 項の規定を準用する。

第 8 章 雜則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）